

意見書 (平成15年度第3回)

三重県公共事業再評価審査委員会

1 経過

平成15年10月1日に開催した平成15年度第3回三重県公共事業再評価審査委員会において、県より第2回三重県公共事業再評価審査委員会で再審査となった湛水防除事業、地盤沈下対策事業の各1箇所、並びに港湾事業1箇所、海岸事業5箇所の審査依頼を受けた。

各審査対象事業に関して、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 農業農村整備事業

4番 城南地区湛水防除事業(再審査箇所)

5番 城南地区地盤沈下対策事業(再審査箇所)

4番、5番については、平成5年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。第2回三重県公共事業再評価審査委員会で審査を行った結果、農業振興地域の転用理由、費用対効果分析による更新効果の内訳、及び宅地開発による原因者負担等の負担割合の考え方の説明について一部不明確な点が見られた。今回、第3回三重県公共事業再評価審査委員会において再審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、両事業を同時に行わなければいけない特殊な事情を有する当地域においては、今後、農業振興地域の見直しをする際、浸水リスクを増加させないように県及び市において行政として適切な対応を求めるものである。また、5番の地盤沈下対策事業については、費用対効果分析手法として事業費を更新効果とすることは一般に理解が得難い。したがって、今後は、県民への説明責任を果たす観点から経済効果を算定する手法を用いることが好ましいと考える。国関係機関にもこの部分の検討を求めるものである。

(2) 港湾事業

26番 鳥羽港港湾改修

26番については、平成6年度に事業着手し、概ね10年を経過して継続中の事業である。当事業は、鳥羽マリンタウン21構想のインフラ整備と考えられ、この構想の評価が重要であると判断する。したがって、この構想を評価できる資料の提出を待って再審議とする。

(3) 海岸事業

- 27番 的矢港（三ヶ所）港湾海岸 高潮対策事業
- 28番 安乗地区建設海岸 浸食対策事業
- 29番 道瀬地区建設海岸 環境整備事業
- 30番 御浜地区建設海岸 高潮対策事業
- 31番 井田地区建設海岸 高潮対策事業

27番については昭和61年度に、28番については昭和39年度に、29番については昭和49年度に、30番については昭和44年度に、31番については昭和58年度に、それぞれ事業着手し、平成10年度に再評価対象事業として一度審査を経た事業であり、その後5年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、次の点について意見を付するものである。

- 一、七里御浜海岸の保全是、海浜の砂収支の観点から流域の総合土砂管理の概念が重要である。したがって、七里御浜を核として各事業は総合的な計画との関連づけを持つこと。
- 一、生物多様性の重要性に鑑み、海浜生物の保全是大きな課題である。したがって、今後、事業を実施する場合は可能な限り環境への配慮に努められたい。
- 一、海岸事業に限らず全ての公共施設・機能の維持管理について、ライフサイクルコストの観点から適切な管理が重要である。したがって、早急に持続的な施設維持管理の仕組みについて具体的に構築するよう検討されたい。
- 一、事業を進めるにあたっては、時間とコストの管理をより積極的に行うための経済比較、代替案の立案を検討しその内容を明確にされたい。

（4）総括意見

これまで、過去5年間、多くの審査を行ってきたが説明資料の専門用語や事業者側にたった説明が多く見られた。このため、今後の委員会にあたっては、県民に理解しやすい表現に努めるよう求めるものである。